

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団定款（以下「定款」という。）第30条に基づき、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）の法人の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、理事とは、理事長、専務理事及び業務執行理事をいう。

(法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及び財団が定める規範、規程等を遵守し誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める財団の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長として財団を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第4条の2 専務理事は代表理事のうち、理事長に選定された理事以外の者をいい、専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、財団の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

第5条 業務執行理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び専務理事を補佐し、財団の業務を執行する。
- (2) 理事長及び専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長及び専務理事の業務執行に係る職務を代行する。

(3) 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 財団内の委員会等を担当する業務執行理事は、担当する委員会等の業務を監督する。

(業務執行理事の兼務)

第6条 業務執行理事は、必要に応じて財団内の組織における施設長、室長等の管理監督職を兼ねることができる。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和3年6月28日に改定し、令和3年7月1日から施行する。
3. この規程は、令和5年6月26日から施行する。